

難民認定申請手続 異議申立手続における口頭意見陳述・審尋¹に関する 調査報告書

〈調査の概要〉

- 調査期間 平成 29 年 3 月 2 日～平成 29 年 12 月 3 日
- 調査対象者 難民認定における異議申立人（以下、「申立人」）の代理人となった経験のある会員
- 調査方法 アンケートによる調査
- 主な調査項目
 - I 口頭意見陳述の開催まで（口頭意見陳述・審尋の開催の有無，準備期間の適切さ等）
 - II 口頭意見陳述・審尋の内容について（口頭意見陳述における難民審査参与員（以下、「参与員」）からの干渉の有無，参与員の質問の適切さ及び不適切なものの具体的内容等）
 - III 通訳について（通訳の適切さ，不適切な場合の具体的内容）
 - IV その他異議申立手続における問題点

〈調査の結果〉

I 口頭意見陳述・審尋の開催まで

1 口頭意見陳述・審尋の開催の有無

(1) 回答概要

ア 開催	21 件
イ 制限付き開催	1 件

(2) イの具体的内容

- ・ 申立人が相応の PTSD であるためであり，主治医の立会が許可され，当日の質問は殆ど行われず，口調も穏当であった。

2 口頭意見陳述・審尋までの準備期間，書面提出期限などは適切か

¹ 平成 26 年の行政不服審査法の全部改正により，入管法においても「異議申立手続」は廃止され，「審査請求手続」（入管法第 61 条の 2 の 9）に代わった。それに伴い，異議申立手続における「口頭意見陳述・審尋手続」は審査請求手続における「口頭意見陳述・質問手続」に代わった（行政不服審査法第 31 条，第 36 条）。なお，審査請求手続は平成 28 年 4 月 1 日より施行されたばかりであるため，ここでは，旧来の「異議申立手続」，「審尋」の語を用いる。

(1) 回答概要

ア 適切	21件
イ 不適切	1件

(2) イの具体的内容

- ・ 申立人が体調不良のため、診断書をつけて何度も書面と口頭で延期を願い出たが、入管側から絶対に延期しないと言われ、申立人と話し合っただけで仕方なく応じた。申立人は、審尋の直前まで待合室のベンチで横になって待機するような状態だった。

3 小括

口頭意見陳述及び審尋の開催までについては概ね問題は無いように思われるが、申立人の健康状況に対する配慮が一定していない点は、申立人の生命にかかわる事態が発生する可能性もあることから、厳に改善されるべきである。

II 口頭意見陳述・審尋の内容について

1 陳述時間、内容に関する参与員又は調査官からの干渉

(1) 回答概要

ア 有った	7件
イ 無かった	15件

(2) アの具体的内容

- ・ 冒頭に「これまで話したことと重複することは控えてください」と注意された。

(3) 小括

回答の32%が陳述時間、内容に関する干渉があったと回答しており、いずれも冒頭に「これまで話したことと重複することは控えてください」との注意を受けた事例である。確かに時間的制約もあり、同内容の供述を重複して聴取することは効率的ではないとも思われるが、申立人の主張が一貫している場合やどうしても同じ供述を繰り返す必要がでてくる場合もあり、手続の冒頭にかかる注意をすることは、申立人を委縮させることになり、不当な干渉にあたると言える。

2 参与員からの質問は適切であったか

(1) 回答概要

ア 適切	8件
イ 不適切	10件
ウ 不明・どちらとも言い難い	4件

(2) イの具体的内容

- ・過去の供述との些細なくい違いを追及するような質問が大部分であった。
- ・申立人に対し、「弁護士をどこで知ったのか」と尋ね、申立人が「入管収容中に他の被収容者から紹介された」と答えたところ、問題の参与員は、「ではその紹介者はブローカーですね」などと発言した。
- ・申立人が、「日中は家の周りを歩いて運動している」と回答したのに対し、客観的根拠もないのに、「(不法) 就労の出退勤と読める」などと述べ、申立人が涙ぐんでしまった。
- ・申立人の供述内容につき「でたらめの話のように思える」と発言し、非常に細かいニュアンスの違いといったあら探しのような指摘をしてきた。
- ・前科(罰金2件)がある申立人で、うち1件が条例違反(ビラ配り)での罰金にもかかわらず、参与員は、交際相手への傷害での罰金もあることから、短絡的に申立人を「DV男」と思い込み、女性への暴力を繰り返している男との認識で質問していた。
- ・入国当時は在留資格があったので送還のおそれもなく難民申請をする必要性を感じていなかったという事情があるにもかかわらず、申立人が入国後速やかに難民申請をしていなかったことを責める質問がなされた。
- ・申立人に対し、「過去の供述との間に変遷がある」と、威圧的、ウソと決めつけるような尊大な態度で追及してきた参与員がいた。
- ・第1回口頭意見陳述・審尋で申立人は経験事実を詳細に語り、第2回口頭意見陳述・審尋では、国籍国の政権交代の後にも政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるのか、という点について聴取したいと事前に言われていたため、その部分について重点的に準備をしていたが、第2回から新しく入った参与員が、第1回で既に申立人が述べていた内容についても詳細な時系列を尋ねるなど質問を重ね、その回答が前回と矛盾しているなどと指摘した。

(3) 小括

回答の約46%が参与員からの質問が不適切であったとしている。その具体的な内容をみると、些細な点をあげつらう質問、思い込みによる質問、申立人を見下した尊大な質問、準備不足な質問などが報告されている。これらの質問は、口頭意見陳述・審尋手続において申立人が冷静かつ自由に供述する権利を侵害し、真実を歪めることになりかねない質問であり、このような質問がなされた審尋の結果は申立人の難民認定において、判断から除外されるべきである。

3 参与員の準備，難民審査制度に対する理解

(1) 回答概要

ア 適切	9件
イ 不適切	5件
ウ 不明	8件

(2) イの具体的内容

- ・難民該当性を基礎付ける事情を詳しく確認する姿勢がなく，申立人の説明の不備やくい違いを追及する対応に終始していた。申請者の供述がウソであることが前提で，それを証明するためだけの手続であるかのような印象を受けた。
- ・先入観に基づく質問をしてきた参与員は明らかに準備不足であった（記録をきちんと読んでいない）。
- ・第2回口頭意見陳述・審尋から新しく入った参与員も，第1回の口頭意見陳述・審尋調書があるのであるから，それを事前に詳細に検討しておくべきであるにもかかわらず，これを行っていないと見受けられた。

(3) 小括

参与員の準備，難民審査制度に対する理解が「適切」と回答したのは，38%であり，半数以上の回答者が「不適切」又は「不明」と回答している。参与員の難民審査制度に対する理解及び適切な事前準備は，審尋（現在の質問手続）の結果が正当とされる前提であり，その前提が満たされない以上，当該審尋の結果は申立人の難民認定において判断から除外されるべきである。

4 その他，不適切な参与員の言動

- ・参与員全員が不機嫌そのものであり，申請者の説明を「そんなことは聞いていない」と遮り，申請者を畏にかけるような意地の悪い質問ばかりしていた。
- ・弁護士が意見書の中で，スリランカの首都を「コロンボ」と記載したことに対し（正しくは，1985年にコロンボから「スリジャヤワルダナプラコッテ」に遷都），「自分は詳しくないんだけども」などと述べながら，馬鹿にした態度で指摘してきた。
- ・医師の意見書につき，「ガラス越しの面会・問診のみで，実際に診察していない」「末尾に押印もない」などと非難し，難民調査官に対し，「こういう医師は，法務省から厳しく指導すべき」などと要求していた。

- ・1度目の難民申請は高裁まで争って敗訴確定した事案で、2度目の難民申請の異議申立の審尋の際に、「裁判所で確定した以上、もう聞くこともない」などとして、ほとんど質問がなかった。また、日本人女性と結婚したばかりという在留特別許可の付与についての重要な事情があったにもかかわらず、そのことについてもほとんど聞かれなかった。
- ・外国人の通訳人に対し、何度か、横柄な態度で怒鳴っていたのに遭遇した。うち一度は通訳人が風邪で体調が悪そうであったにもかかわらず、最低限の配慮も欠いていた。
- ・申立人が体調不良のため、か細い声で、それでも懸命に話し、通訳が聞き取ろうと努力する中、参与員は靴を踏み鳴らして、大きな音をたて続け、また、ペンをカチャカチャと鳴らし続けていた。
- ・第2回目口頭意見陳述・審尋から新しく入った参与員から、申立人に対して詳細な記憶喚起を求める質問が続いたことから、申立人が誤解をしている点についてフォローをしようとした申立人代理人の質問に対して、「そのような代理人の質問はこの審尋で予定されているのか」「事前に十分に準備してくるものではないのか」などと難民調査官に述べていた。
- ・口頭意見陳述中に参与員の一人が携帯電話を操作していたので代理人が操作を中止するよう求めたところ、当該参与員は態度を改めるところか「あなたの話していることは提出された書面に書いてある。私が携帯電話を操作していても、問題はない！何が悪いというのか！」と開き直って激高した。

5 小括

上記のとおり、口頭意見陳述及び審尋手続の内容においては、参与員の理解不足、準備不足、さらには不適切な質問など手続の正当性を揺るがしかねない例が数多くみられることが明らかとなった。申立人は立証手段の制約などハンディキャップを負っているのが通常であり、参与員が一方的に国側に肩入れしてしまうと、当事者の対等性が根底から崩れ去ってしまう。口頭意見陳述及び審尋手続が適正に行われたかを事後に検証するための措置が講じられるべきである。

III 通訳について

1 通訳は適切だったか

(1) 回答概要

ア 適切

20件

(2) イの具体的内容

- ・ Immigration を「入管」ではなく、「通関」と訳し続けていた。
- ・ 日本人通訳，慣れていなかったためか，誤訳が見られた。幸い英語だったので，誤訳があったときは申立人代理人，参与員がその場で止めて訂正した。申立人も日本語が分かるので，その場で訂正の確認もできた。

(3) 小括

通訳に関してはほぼ問題は見られないようである。しかし，上記(2)に記載したような事例も報告された。英語であれば申立代理人，参与員による誤訳の修正がある程度可能だが，他の言語の場合，誤訳された内容がそのまま記録化されることを考えると重大な問題であり，通訳の質の確保・向上のための研修や勉強会の実施といった対応が講じられるべきである。

IV その他の問題点

- ・ 集合時間から実際に口頭意見陳述・審尋が始まるまでに1時間程度待つこととなった。「事前協議をしているのでお待ち下さい。」とのことであったが，1ヶ月程度前に書面を提出しているのであるから，事前協議を理由に申請者を待たせることがないようにしてほしい。

以上